日高村まるごとデジタル化事業　仕様書

1. 業務名

日高村まるごとデジタル化事業

1. 対象区域

高知県日高村概要

　面積：44.85km2

　人口：4,966人（2021年１月末現在）

　高齢化率：42.45％（2021年１月末現在）

　推定スマホ普及率:62.49% 〜 66.57%

　※令和２年５月アンケート調査実施結果より算定

調査対象1,743世帯（全世帯）に対し、回答世帯918世帯

1. 業務期間

契約締結の日から2022年３月31日まで

1. 業務背景

日高村（以下、本村）は日本有数の水質を誇る仁淀川に沿い、県庁所在地から16ｋｍと県の中央部に位置し、村内３箇所のJR駅や国道整備により比較的県内では利便性が高い村です。本村の人口は、1954年（昭和29年）の7,926人をピークに人口減少が続き、2015年の国勢調査では5,030人まで落ち込んでいます。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した推計によると、2060年には2015年比で総人口が、約30％となる見込みです。第１期総合戦略を策定した後に、移住定住にかかる取組の一定の効果から、2018年には15年ぶりに39人の社会増となり一時的に人口減は緩和されましたが、人口減少は、子育て世代の女性の流出や国や県内の自治体に比べて低い合計特殊出生率からも窺える出生数の減少や高齢化にともなう人口の自然減少の影響が大きく、歯止めがかからない状況となっています。（再生計画　抜粋）

本事業においては、地域のデジタル化を進め公的サービスの質の向上を目指し、当村においても革新的なサービスを提供できる基盤や環境を整備し、ソサエティ5.0社会に向けた取組をすすめていく。また、当村をはじめ地方の抱える課題をデジタルやICTなどを用いて解決し、住民生活の質の向上を目指して暮らしやすい社会環境の提供が可能な状態を目指す。

1. 当該委託業務の基本情報（概要）

（１）対象事業

事業名：日高村まるごとデジタル化事業

1. 村まるごとデジタル化にかかる環境整備事業
2. デジタル化を活用した住民生活の質の向上事業

（２）全体像

　当該事業で掲げるビジョンについては以下のとおり。

1. 住民が必要なタイミングで必要な情報をスムーズに取得し、村全体のコミュニティの魅力が向上される。
2. スマホ普及率１００％の環境を整備・活用し、他自治体のロールモデルとなる事例を創出し、もって、日高村の価値を向上させる。
3. 同環境を活用し、住民生活の質向上に資するソリューションを有する又は創出しようとしている事業者のサービス開発の実証事業を展開し、ソサエティ5.0社会の実現を目指す。

（３）仕様

1. 事業の目的

住民が住み慣れたまちで自分らしく、生き生きとした暮らしを安心して続けていくため、これまで実施してきた様々な行政サービスの取組をデジタル化社会に向けて変容することで、暮らしに変化を創出させ、地域を継続し発展させていくことを目的とする。具体的な事業の内容については、次に記載のものを提案すること。

1. 委託事業の内容
2. 村まるごとデジタル化にかかる環境整備事業

村まるごとデジタル化については、行政のデジタル化だけでは不十分で、地域社会のデジタル化についても並行して取り組む必要がある。地域社会のデジタル化については、日高村の推定スマホ普及率を踏まえ、住民のテックタッチポイントを増やす事業施策を展開する必要がある。具体的には、スマホを社会インフラとして位置づけ、民間ノウハウを活用し、スマホの普及率100％を当該事業で目指す。

スマホ普及率100％を達成するために必要な専門的なノウハウを有している民間事業者と連携し、日高村民を対象にして普及にかかる事業を展開する。

また、普及に関しては、スマホ取得にかかるインセンティブを設定することで、普及速度をあげるとともに、インセンティブおよびインセンティブを提供できる環境の整備等にかかる諸費用についても当該事業の予算内で実施をする。

加えて、普及にかかるハードルに「スマホ慣れ」が必要であるため、取扱説明から活用方法まで幅広く住民が理解し、活用できる状態になるための事業も併せて実施する。

1. デジタル化を活用した住民生活の質の向上事業

今年度事業では、スマホ普及率を100％にするだけでなくアクティブ率100％を目指して事業を実施し、この環境を基盤とし様々な社会課題解決事業を展開できる状況をつくりだす。初年度である当該事業では、「健康」「防災」「情報」の分野に特化し住民生活に直接的に影響を及ぼし、地域住民がその利益を享受し、生活の質の向上につながる事業を実施する。分野ごとの事業イメージは以下のとおり。

1. 健康事業

・住民個人の健康促進活動について、スマホを通じて収集し評価できるアプリケーションの導入

・上記評価については、アプリケーション自身またはアプリケーションで収集したデータ等を使って評価し、またその行動を強化することができるインセンティブの提供につながる機能を有しているものを想定

・インセンティブについては、地域内経済循環が可能かつ上記アプリケーションと連動性の高いアプリケーションを想定。ただし、日高村で既に活用可能なアプリないし事業を実施している場合は、既存のアプリケーションをカスタマイズするなどし、その親和性について踏まえた事業提案とする。

・アプリケーションから収集できるデータは、社会保障費の削減を分析できるものや既存行政サービスの代替となる可能性のあるものを期待する。

・事業実施にあたっては、村内の事業者を活用するなど可能な範囲で、地域経済への配慮をすること。

・総じて、個人の健康促進活動が地域内経済循環の起点となり、行政執行コストの削減や個人の健康増進が期待でき、地域の活力につなげることができるアプリケーションの導入が望ましい。

1. 防災事業

・日高村の既存行政コストの削減が期待でき、有事の際に住民自身が自分の必要なタイミングで必要な情報を取得できるアプリケーションの導入を想定。

・高知県が作成している地域に根差した防災アプリなどの導入も検討すること。

・有事の際とは、南海トラフ地震をはじめ豪雨災害等の既に想定されている事象を指し、適切に対応できる情報を届けることができるアプリケーションを想定

・加えて、有事だけに活用するアプリケーションではなく日常的に活用しやすいものにすることで、アクティブ率の向上が期待できるものを想定。

1. 情報事業

・汎用性の高い相互情報発信かつコミュニケーションがとれるアプリケーションを想定。

・地域住民同士のコミュニケーションを促進し、希薄になっている住民同士の交流の活発化や新たなコミュニティの創出が期待できるアプリケーションの導入。

・行政既存事業である広報やアンケート調査、資料の配布等が可能で、かつ、閲覧の有無が確認できるものを想定。

1. 共通項目

・スマホ普及時に上記事業展開が実施可能なアプリケーションのプリインストール。

・スマホ説明会等の基本的取扱方法や活用方法を習得することが可能な説明会の開催や住民生活に負担なく相談しやすい環境の整備を含む。

６.委託事業における要求事項

1. 村まるごとデジタル化にかかる環境整備事業

・普及事業を実施の際は、効果的にかつ適切に展開できるようにコンソーシアムを組むなど実現可能な体制を整えること。自社のみで事業実施可能な場合はこの限りではない。

・事業実施体制における日高村も含めた各自の明確な役割を示すこと。

・事業進捗報告については、各月の報告を行い、年間を通じて２〜４回程度の中途報告および実績報告についても行う。

・個人情報の取扱いや明確な情報管理の所在、必要に応じてNDAの締結など各種法令等を遵守し、また、遵守できる体制を整えること。

・令和３年度村独自事業として展開予定のデジタル化に資するソフト事業との連携がとれる可能性を残した体制であることが望ましい。連携の想定は、スマホ普及実施の全体スケジュールをみて調整可能な範囲での、事業実施タイミングの調整などを想定している。

・令和４年度以降の事業継続性に関する取組（コンソーシアム形成やそれに関する企業誘致活動など）についても検討し、検討結果について報告すること。また、おおよその時期としては、検討結果報告を10月〜11月頃に行い、事業継続に必要な取組の実施判断を行う。

1. デジタル化を活用した住民生活の質の向上事業

・予算の範囲内で、「健康」「防災」「情報」事業にかかる提案を行うが、予算配分については、特に条件等定めはなく、それぞれの分野の地域課題を解決することができ、かつ、住民生活の質の向上に資する事業を提案する。

・費用対効果の高い事業とするために、提案者または連携事業者のもつサービスやソリューションを提供することやその他の既存ソリューションや自治体だからこそ活用ができるサービスなどを活用し、経費を圧縮しつつ、予算の範囲内で効果的な事業を実施すること。

・また、アプリケーションの導入だけにとどまらず、アクティブ率100％とするために活用方法の説明会など住民が活用しやすくなる説明会等の実施も含む。

・費用対効果について、分析するにあたっては既存の行政サービスの代替となる事業の場合に、行政コストの削減額の分析については、日高村と連携し、役割分担をした上で、実施する。

・令和４年度以降の事業詳細については、上記の３分野に関わらず、住民生活の質の向上に資する事業を①の進捗状況を踏まえ、関係者間で協議検討する場を設定するとともに、日高村と協力のもと企業版ふるさと納税を事業実施または事業継続のための財源を確保するための体制についても当該事業期間中に検討する。

７．報告

・各事業においては適切なKPIを設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に受注者は発注者側に報告を行うこと。

・報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示す。

・事業予算に応じた推進を行うことが大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議の上、決定していく為に必要な情報を報告すること

・事業費においては、委託費として事業①、②および事業②内の分野ごとの経費を内訳がわかる状態にして状況を定期的に報告すること

・各種報告についての間隔は、協議の上確定するものとするが、提案書においては受注者における想定を明記すること。

８．当該事業における成果品

（全体）

　・実績報告書

　・作業報告書

　・その他双方で必要と認めた資料

９．注意事項

　（１）受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

（２）本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

（３）業務完了後、受託者の責任に期すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な事措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。またその責任は業務終了後12ヶ月間とする。

（４）当該プロポーザル事業にて採択された提案事業内容をもって、日高村地域再生計画「日高村まち・ひと・しごと創生計画」に記載の「５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業　カ」に該当する事業とする。そのため、事業継続性は、提案事業をもとに企業版ふるさと納税を活用した財源確保が可能な場合とする。

１０.参照

（１）日高村地域再生計画「日高村まち・ひと・しごと創生計画」

（２）日高村第２期　「日高村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」

（３）推定スマホ普及率調査結果

１１.その他

（１）契約手続き等に使用する言語と通貨

日本語及び日本国通貨を使用する。

（２）提案事項と仕様の乖離

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。

（３）再委託

本事業における一部または全部を第三者に委託する事は原則できない。

（４）知的財産権

本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受注者から発注者に対し、移転されるものとする。

なお、受注者以外で取り扱いしている一般市販品を利用した場合については、この限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。

（５）法令等遵守

受託者は、業務の実施に伴い適用に受ける法令、規定、基準、指針等については、これを 遵守しなければならない。なお、委託者は受託者に必要な情報を提供するものとする。

（６）協議

機器の設置、操作説明、サポート、紛失・故障時の保険適用等履行に関して村と十分協議をしながら進めること。